

**「住民移動等調査に基づく交通空白解消に向けた移動サービス構築事業」
に係る業務委託の公募型プロポーザル実施要領**

■業務の目的■

多可町では人口減少と高齢化が急速に進む八千代区において、バス、タクシー、ボランティアのそれぞれが共存し、かつ、交通空白地の解消につながる移動サービスの方式・ルート・ダイヤの策定を目指している。よって、この目的を達成するための「住民移動等調査に基づく交通空白解消に向けた移動サービス構築事業」の移動サービスを構築する。

本要領は、「住民移動等調査に基づく交通空白解消に向けた移動サービス構築事業」に係る業務を受託する業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

■事業概要■

1. 委託業務名

「住民移動等調査に基づく交通空白解消に向けた移動サービス構築事業」に係る業務委託

2. 業務内容

別紙「仕様書」による。

なお、必要と思われる事項は企画提案書にて説明すること。

※仕様書は今後の打ち合わせ等の内容により変更の可能性がある。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）までとする。

ただし、令和8年2月10日（火）までに検査を完了させること。

4. 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

6,300,000 円

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

5. 成果品

(1) 業務報告書一式 カラー印刷版5部

住民移動等調査の結果をまとめた報告書

(2) 運行ルート形態についての概要版まとめ カラー印刷版5部

(3) 電子媒体

① (1) (2) の電子データ（形式 Microsoft Word、PDF等）

② 各種会議等の議事録

③ その他本業務委託において作成した資料等

(4) 本業務により収集・作成したすべてのデータ

(予定納品物)

- ・アンケート設計書
- ・アンケート実施報告書
- ・集計結果一覧及びクロス集計表(Excel 形式)
- ・属性別移動傾向分析レポート(PDF 形式)
- ・生活圏域・移動ニーズの可視化資料
- ・シミュレーション結果報告書(運行形態検討を含む)
- ・関係会議・住民説明会用資料(PowerPoint 形式)
- ・実証運行の運行計画書
- ・他分野との移動サービスの連携構築書

(5) その他留意点

- ①本業務は、国の「交通空白」解消緊急対策事業の補助金を活用して実施することから、同補助金の報告書等について、通知に基づき作成すること。
- ②図や表を適宜使用するほか、データや情報などわかりやく視覚的に表現する(インフォグラフィックなど)ことを通じ、読み手の理解が進みやすいように作成すること。
- ③専門用語を使用する場合には注釈を付けること。

(6) 納入先

多可町役場 企画秘書課

■参加資格■

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

1. 応募者は、公募開始日から遡って5年以内に他自治体等における類似業務の受託実績があり、仕様書に記載の業務を遂行する能力、実績が十分にあること。

国、地方公共団体又は地域公共交通会議等が発注した、

- ①地域公共交通の運行ルートやダイヤに係るデータ分析業務、
 - ②交通事業の路線見直し等にかかる収支シミュレーション、
 - ③地域公共交通網形成計画・地域公共交通計画の策定に係る業務
- のいずれかを元請として受注し、完了した実績を有すること。

2. (1) 多可町競争入札参加名簿に登録があることを原則とする。

- (2) 現在未登録の場合、参加申込書等提出期限(令和7年6月18日)までに必要な手続きを行うこと。

問合せ先: 多可町役場・財政課 入札・契約担当(☎0795-32-4771)

3. 地方自治法施行令(昭和22年政令第26号)第167条の4の規定に該当していないこと。

4. 申込日現在、多可町の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。

5. 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法

(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法

(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

6. 多可町暴力団排除条例施行規則(平成25年3月28日規則第9号)に基づく排除措

置を受けていないこと。

7. 応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とする。

■公募スケジュール■

令和7年6月4日(水) 公募開始

同年6月11日(水) 午後5時 質問(様式7)提出期限

・質問メールにて送付後、必ず多可町役場・企画秘書課
(0795-32-2381)まで電話連絡ください。

同年6月12日(木) 質問回答

・提案書の作成に影響が大きいと思われる内容についてはホームページに掲載します。

同年6月18日(水) 午後5時 参加申込書等提出期限

・メールにて送付後、必ず多可町役場・企画秘書課
(0795-32-2381)まで電話連絡ください。

同年6月19日(木) 一次審査(書類審査)結果通知

・応募者全員に電子メールにて通知いたします。

同年6月25日(水) 午後5時 企画提案書提出期限

・メールにて送付後、必ず多可町役場・企画秘書課
(0795-32-2381)まで電話連絡ください。

同年6月27日(金) 二次審査(プレゼンテーション)

同年6月30日(月) 二次審査(プレゼンテーション)結果通知

同年7月 上旬 契約

■応募書類■

応募書類	備考	部数
① 参加申込書 (様式1)	必要事項を記載の上、代表者印を押印ください。	1部 6月18日(水) 午後5時まで
② 参加資格確認書 (様式2)	必要事項を記載ください。	1部 6月18日(水) 午後5時まで
③ 業務実施体制(1) (2)(様式3)	それぞれの業務に関する実施体制とその連携に関する実施体制を記載ください。	1部 6月18日(水) 午後5時まで
④ 業務統括責任者実績 書(様式4)	契約締結後に業務統括責任者になる予定の者及びその実績(本提案内容と類似した業務に携わった経験がある場合)を記載してください。予定業務統括責任者が過去に所属していた企業等における実績も含める。	1部 6月18日(水) 午後5時まで

⑤ 会社概要 (様式5)	必要事項を記載ください。	1部 6月18日(水) 午後5時まで
⑥ 企画提案書 (様式自由)	原則A4版両面縦左綴じで、表紙・目次を除き 10ページ以内とし、目次を除き下段中央にペ ージ番号を付けてください。 「3. 企画提案書記載項目」を参照のうえ作成 してください。	10部 6月25日(水) 午後5時まで
⑦見積内訳書 (様式6)	積算根拠を記載ください。	10部 6月25日(水) 午後5時まで
⑧企画提案書類提出兼 誓約書(様式8)		10部 6月25日(水) 午後5時まで

1. 書類作成にあたっての留意事項

- (1) 全ての項目について記載してください。
- (2) 項目の追加・削除はしないでください。
- (3) 原則A4版で、文字の大きさは原則12ポイント以上としてください。

2. 企画提案書の作成要領

- (1) 原則A4版両面使用とし、縦置き横書き左綴じとしてください。
ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- (2) 図又は表等を挿入してもよいが、別紙で添付する場合は、該当する企画提案の項目
ページ後に編綴してください。(末尾に編綴しないこと)。また、図又は表を挿入する場合
はA4版又はA3版サイズ(山折り)としてください。
- (3) 提案書の分量が嵩む場合等、インデックスの使用は可とする。
- (4) 資料はカラー、白黒は問わない。

3. 企画提案書記載項目

以下の資料を参考に、支援業務実施スケジュール、工程ごとの担当者等について記載す
ること。

- (1) 住民移動等調査に基づく交通空白解消に向けた移動サービス構築事業業務委託
仕様書(資料1)
- (2) 住民移動等調査に基づく交通空白解消に向けた移動サービス構築事業業務委託
業者選定評価書(資料2)

4. 応募書類の取扱い

- (1) 応募書類については、提出後の変更は認められません。

- (2) 応募書類その他応募者から提出された書類は、返却いたしません。
- (3) 応募書類の著作権は応募者に帰属するが、審査等において必要な場合は無償で多可町が使用できるものとします。
- (4) 応募内容については、審査終了後など必要に応じて、その内容を公開する場合があります。
- (5) 応募内容のすべてが公開の対象となりますが、応募者の正当な利益を害するおそれがあるものについては非公開とします。

■応募日程等■

1. 企画提案書の提出期限

令和7年6月25日（水）午後5時（必着）

2. 提出方法

企画提案書類を書留郵便で送付又はご持参ください。

書類提出に合わせて電子データ（PDF形式ファイル）を多可町役場・企画秘書課
kikaku@town.taka.lg.jp メールにて提出してください。

3. 提出先

〒679-1192

兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地

多可町役場 企画秘書課

■審査及び候補者の選定■

1. 審査評価点等

(1) 審査の流れ

一次審査で二次審査参加資格者を決定し、二次審査の結果、高い評価を得た順に、最優秀提案者及び優秀提案者をそれぞれ1者ずつ決定します。

(2) 審査の評価点

「住民移動等調査に基づく交通空白解消に向けた移動サービス構築事業に係る業務委託業者選定評価書」のとおり。

(3) 追加説明等

審査のために必要があると認める場合は、応募者に対し説明を求めることがあります。

2. 一次審査（書類審査）

(1) 一次審査通過者の決定

応募者による申込書類の内容を審査し、一次審査通過者として選定します。

(2) 結果通知

選定結果は、令和7年6月19日(木)を目途に応募者全員に電子メールにて通知いたします。

(3) その他

- ・次のいずれかの次項に該当する場合は失格とします。
 - ① 提出書類に虚偽があったとき。
 - ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき。
 - ③ 契約締結時点において、応募資格を満たさない場合。
 - ④ その他、本要領の内容に適合していない場合。
- ・審査結果に異議の申し立てを行うことはできません。
- ・見積価格が提案上限額を超えた場合には、審査自体を行いません。
- ・一次審査通過者は、その地位を第三者に譲渡することはできません。

3. 二次審査(プレゼンテーション)

提案書等をもとに審査委員に対し説明を行い、あわせて質疑応答を行います。

(1) 実施日時

令和7年6月27日(金)

※発表順については、参加表明書類受領日時の遅い事業者より順番に行うものとし、各社の説明の順番及び時間については別途事務局より電子メールにて連絡します。

(2) 説明会場

多可町役場 2階 大会議室

(3) 時間配分

提案説明:20分、質疑応答:10分

(4) 出席者

提案説明には、本委託を受託した場合の管理責任者予定者又は実務担当予定者が必ず出席してください。出席人数は、最大4名までとします。

(5) 使用機材

プロジェクター及びスクリーン、マイクについては多可町が準備します。

PC等それ以外のものについては、発表者側で用意してください。

(6) 説明内容

提出した提案書の内容について説明を実施してください。

※別途説明用資料をご用意いただくことは可能ですが、提出書類の内容と整合する内容であることが必要です。

(7) 審査決定等

審査により、業務に最も適した提案を行ったと認められる者から順に、最優秀提案者及び優秀提案者をそれぞれ1者ずつ決定します。最優秀提案者を委託候補者として、町は委託契約締結に向けた仕様・価格等の協議を行います。

ただし、最優秀提案者との協議が不調となった場合、町は優秀提案者と協議を行うものとしします。

(8) 結果通知

二次審査結果は対象者全員に通知するとともに、町ホームページで公表します。

(9) その他

参加申込書を提出後、本プロポーザルへの参加を取り下げる場合は「取り下げ願い書（様式9）」を持参または郵送にてご提出ください。